

令和4年度決算に基づく

# 松原市財政健全化審査意見書

健 全 化 判 斷 比 率

実質赤字比率  
連結実質赤字比率  
実質公債費比率  
将来負担比率

資 金 不 足 比 率

松 原 市 監 査 委 員

## 目 次

健全化判断比率審查意見 ..... 3

資金不足比率審查意見 ..... 5

松監第30号

令和5年8月25日

松原市長 澤井 宏文様

松原市監査委員 川西 修  
松原市監査委員 鍋谷 悟

### 令和4年度決算に基づく健全化判断比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき審査に付された令和4年度決算に基づく健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおり意見を提出する。

#### I 審査の概要

この健全化判断比率審査は、提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が地方公共団体の財政の健全化に関する法律及び関係法令の規定に基づき適正に作成されているかを必要に応じ関係職員に説明を求めるなどして実施した。

#### II 審査期間

令和5年7月28日から令和5年8月24日まで

#### III 審査結果

##### (1) 総合意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令の規定に基づき適正に作成されていると認められた。

なお、健全化判断比率の算定結果は、下記のとおりである。

健全化判断比率	令和4年度	令和3年度	早期健全化基準	財政再生基準
(1) 実質赤字比率	-	-	12.00%	20.00%
(2) 連結実質赤字比率	-	-	17.00%	30.00%
(3) 実質公債費比率	3.1%	3.9%	25.0%	35.0%
(4) 将来負担比率	10.4%	24.0%	350.0%	

## (2) 個別意見

### ① 実質赤字比率について

前年度と同様に実質赤字額がないことから、実質赤字比率は生じていない。

なお、国が示す早期健全化基準の 12.00%を下回っており、健全な財政の範囲となっている。

### ② 連結実質赤字比率について

前年度と同様に連結実質赤字額がないことから、連結実質赤字比率は生じていない。

なお、国が示す早期健全化基準の 17.00%を下回っており、健全な財政の範囲となっている。

### ③ 実質公債費比率について

実質公債費比率は、3.1%となっており、前年度に比べ 0.8 ポイント改善している。

なお、国が示す早期健全化基準の 25.0%を下回っており、健全な財政の範囲となっている。

### ④ 将来負担比率について

将来負担比率は、10.4%となっており、前年度に比べ 13.6 ポイント改善している。

なお、国が示す早期健全化基準の 350.0%を下回っており、健全な財政の範囲となっている。

(注) 実質赤字額、連結実質赤字額又は将来負担額から充当可能財源等を控除後の負担額がない場合は、実質赤字比率、連結実質赤字比率又は将来負担比率は「-」と表示しています。

松監第31号  
令和5年8月25日

松原市長 澤井 宏文様

松原市監査委員 川西 修  
松原市監査委員 鍋谷 悟

### 令和4年度決算に基づく資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき審査に付された令和4年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおり意見を提出する。

#### I 審査の概要

この資金不足比率審査は、提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が地方公共団体の財政の健全化に関する法律及び関係法令の規定に基づき適正に作成されているかを必要に応じ関係職員に説明を求めるなどして実施した。

#### II 審査期間

令和5年7月28日から令和5年8月24日まで

#### III 審査結果

##### (1) 総合意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令の規定に基づき適正に作成されていると認められた。  
なお、資金不足比率の算定結果は、下記のとおりである。

会計名	令和4年度	令和3年度	経営健全化基準
(1) 水道事業会計	—	—	20.0%
(2) 下水道事業会計	—	—	20.0%

## (2) 個別意見

### ① 水道事業会計資金不足比率について

水道事業会計は、資金不足額がないことから、資金不足比率は生じていない。

なお、国が示す経営健全化基準 20.0%を下回っており、健全な経営の範囲となっている。

### ② 下水道事業会計資金不足比率について

下水道事業会計は、資金不足額がないことから、資金不足比率は生じていない。

なお、国が示す経営健全化基準 20.0%を下回っており、健全な経営の範囲となっている。

(注) 解消可能資金不足額等を控除後の資金の不足額がない場合は、資金不足比率は「-」と表示しています。